

高松港玉藻地区-10m岸壁ご利用のご案内

1 施設位置図



2 利用案内

施設概要	長さ 225m / 岸壁高4m(干潮時) / 深さ 10m(干潮時)
着岸可能時間	24 時間可能
離岸可能時間	24 時間可能
対象船舶	全長 24m以上のプレジャーボート (1ft=0.3048m で換算)
利用申込方法	★船舶代理店経由で高松港管理事務所に申請 高松港管理事務所 住 所：香川県高松市サンポート 1-1 高松旅客ターミナルビル 5 階 T E L：087-851-3442 e-mail：takamatsukokanri@pref.kagawa.lg.jp
利用申込期限	利用を希望する日の3か月前から前日の午前中まで(前日が土・日曜日、祝日又は年末年始の場合はその前の最も近い平日の午前中まで)
利用料金	6.24 円/t(1回の利用につき) 1回の利用とは離岸せず連続して係留することです。なお、24 時間を超える係留の場合は 24 時間ごとに1係留となります。 例：1日9:00に着岸し、1日12:00に離岸。 } 1日19:00に着岸し、2日9:00に離岸。 } 2回の利用となります。
支払方法	後日送付する納入通知書により支払い

3 注意事項

船舶代理店

- (1) 利用の申込み前に、香川県離島航路事業協同組合加盟の各社及び高松港玉藻地区を利用する船舶事業者(以下「各船舶事業者」という)と入出港について調整してください。
- (2) 利用日時に変更がある場合は、それが分かった時点で、速やかに各船舶事業者と再調整を行うとともに、そのことを高松港管理事務所に連絡してください。
- (3) 各船舶事業者との調整内容及び高松港管理事務所が指定する係留場所を船長に伝え、調整内容等が守られるように調整してください。

船長

- (1) 各船舶事業者との調整内容を遵守し、港内の安全に注意を払ってください。
- (2) 港内は最徐行し、引き波の立たない速度で航行してください。
- (3) 入出港の日程に変更があった場合、速やかに担当の船舶代理店にその旨を伝えてください。
- (4) 高松港管理事務所から指定された係留場所に係留してください。

共通

- (1) 継続利用できる日数は原則7日以内です。
- (2) 岸壁上は、船舶の乗降に限り利用が可能です。
- (3) 離着岸時や係留中の船舶は利用者の責任において管理してください。香川県の責めによらない事由により生じた船舶への損害については県はその責を一切負いません。
- (4) 利用者が船舶の離着岸時や係留中に、港湾施設や他の船舶等に損害を与えた時は、遅滞なく高松港管理事務所へ届け出るとともに、利用者がその責任においてその損害を賠償し、解決してください。

4 禁止行為

下記の行為は禁止です。

- (1) 港湾の利用又は保全に著しく支障を与える行為
- (2) 港湾施設を損傷し、又は汚損する行為
- (3) 港湾施設の機能を妨げ、又は低下させる行為
- (4) 近隣事業者の事業活動に支障を与える行為
- (5) 付近の航行等に対し支障を与える行為
- (6) 物品の販売等営利を目的とした行為
- (7) 官公署の保安活動に対して支障を与える行為

5 その他の事項

- (1) この施設の管理上必要な指示を高松港管理事務所からすることがあります。
- (2) 施設の管理上支障がある場合、この施設の利用を中止させることがあります。
- (3) 「3 注意事項」及び「4 禁止行為」に違反した場合や県の指示に従わなかった場合、以降この施設の利用を禁止することがあります。

6 緊急時の連絡先

高松港管理事務所（TEL：087-851-3442） ※予約時の連絡先と同じです。